

高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者に係る暴力団排除に関する合意書

警察庁丁組一発第 599 号
環循資発第 2511071 号
令和 7 年 11 月 7 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
鎌谷 陽之
(公 印 省 略)

環境省環境再生・資源循環局資源循環課長
相澤 寛史
(公 印 省 略)

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和 6 年法律第 41 号。以下「法」という。)における暴力団排除に関する条項に基づき、法第 11 条の規定による高度再資源化事業計画の申請者及び当該申請者から委託を受けて高度再資源化事業計画に基づいて高度再資源化事業を行おうとする者並びに高度再資源化事業計画の認定事業者及び当該認定事業者の委託を受けて高度再資源化事業計画を実施する者(以下「高度再資源化事業者等」という。)、法第 16 条の規定による高度分離・回収事業計画の申請者及び高度分離・回収事業計画の認定事業者(以下「高度分離・回収事業者等」という。)並びに法第 20 条の規定による再資源化工程高度化計画の申請者(以下「再資源化工程高度化事業者」という。)からの暴力団排除を徹底するため、警察庁及び環境省の間での業務の運用について、下記のとおり合意する。

記

1 合意書の趣旨

環境省環境再生・資源循環局資源循環課(以下「資源循環課」という。)は、高度再資源化事業計画、高度分離・回収事業計画及び再資源化工程高度化計画の認定又は高度再資源化事業計画、高度分離・回収事業計画の変更の認定の申請若しくは高度再資源化事業計画、高度分離・回収事業計画の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課(以下「組織犯罪対策第一課」という。)に対し、高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者が排除対象者に該当するか否かについて照会するものとする。

また、組織犯罪対策第一課は、資源循環課からの照会に対して当該高度再資源化事業

者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者が排除対象者に該当するか否かについて回答するものとする。

2 排除対象者

高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者について、排除する対象者は、次のとおりとする。

- (1) 高度再資源化事業計画、高度分離・回収事業計画及び再資源化工程高度化計画に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（注1）〔法第11条第4項第5号イ、法第16条第3項第6号イ、法第20条第3項第6号イ〕
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）〔法第11条第4項第5号イ、法第16条第3項第6号イ、法第20条第3項第6号イ〕
- (3) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記(1)又は(2)のいずれかに該当するもの〔法第11条第4項第5号ニ、法第16条第3項第6号ニ、法第20条第3項第6号ハ〕
- (4) 法人であって、その役員又は政令で定める使用人（注2）のうちに上記(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの〔法第11条第4項第5号ホ、法第16条第3項第6号ホ、法第20条第3項第6号ニ〕
- (5) 個人であって、政令で定める使用人のうちに上記(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの〔法第11条第4項第5号ヘ、法第16条第3項第6号ヘ、法第20条第3項第6号ホ〕
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者〔法第11条第4項第5号ト、法第16条第3項第6号ト、法第20条第3項第6号ヘ〕

(注1) 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者とは、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用してのほかに、暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者をいう。

(注2) 政令で定める使用人とは、本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、高度再資源化事業、高度分離・回収事業及び廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者である使用人をいう。

3 照会等の手続

(1) 照会

資源循環課の長（以下「資源循環課長」という。）は、組織犯罪対策第一課の長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）に対し、高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者が2の排除対象者に該当するか否かに

ついて文書（別紙様式第1号）に加え、当該高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者（当該高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者が法人であるときは、その役員又は政令で定める使用人）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別紙様式第1号別添。拡張子：csv）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）により照会するものとする。

(2) 回答

組織犯罪対策第一課長は、前記3(1)による照会を受けたときは、文書（別紙様式第2号）により回答するものとする。

なお、組織犯罪対策第一課長は、排除対象者に該当するか否かの確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、資源循環課長に対し、更なる資料等の提供を求められることができるものとする。

(3) 通知

組織犯罪対策第一課長は、前記3(1)の照会以外で、高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者が排除対象者であると認めたとときは、資源循環課長に対し、速やかに文書（別紙様式第3号）により通知し、必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(4) 高度再資源化事業計画の申請者若しくは当該認定事業者、高度分離・回収事業計画の申請者若しくは当該認定事業者又は再資源化工程高度化計画の申請者への通知及び排除措置

組織犯罪対策第一課長から排除対象者に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、資源循環課長は、高度再資源化事業計画の申請者若しくは当該認定事業者、高度分離・回収事業計画の申請者若しくは当該認定事業者又は再資源化工程高度化計画の申請者に対し、高度再資源化事業計画、高度分離・回収事業計画又は資源化工程高度化計画に係る認定申請の却下又は認定取消し等の必要な措置を講ずるものとする。

4 照会等に関する留意事項

- (1) 照会担当窓口については、環境省環境再生・資源循環局資源循環課とする。
- (2) 組織犯罪対策第一課長と資源循環課長との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。
- (3) 別紙様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えないものとする。

5 情報管理の徹底

組織犯罪対策第一課長及び資源循環課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

6 連携の強化

組織犯罪対策第一課長及び資源循環課長は、照会等の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、資源循環の促進のための再資源化事業等からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7 保護対策

警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長は、暴力団員等による高度再資源化事業計画、高度分離・回収事業計画及び再資源化工程高度化計画への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、資源循環課の職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

8 その他

- (1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び環境省において、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 本合意書に基づく業務の運用は、令和7年11月21日から開始するものとする。

様式第 1 号

文 書 番 号
年 月 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長 殿

環境省環境再生・資源循環局資源循環課長
(公 印 省 略)

「高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者に係る暴力団排除に関する合意書」に基づく照会について

「高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者に係る暴力団排除に関する合意書」（令和 7 年 11 月 7 日付け警察庁丁組一発第 599 号、環循資発第 2511071 号）に基づき、下記のとおり照会します。

記

照会の対象

- (1) 商号（個人の場合は氏名・生年月日）
- (2) 所在地（個人の場合は住所）
- (3) 代表者の氏名（個人の場合は不要）
- (4) 役員等の役職・氏名・生年月日・住所等（個人の場合は不要）
別紙のとおり

※ 本様式は適宜変更して差し支えない。

※ 別紙は電磁的記録媒体のデータを印刷したものとする。
(Excel の別紙)

様式第2号

文 書 番 号
年 月 日

環境省環境再生・資源循環局資源循環課長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
(公 印 省 略)

「高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者に係る暴力団排除に関する合意書」に基づく回答について

「高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者に係る暴力団排除に関する合意書」（令和7年11月7日付け警察庁丁組一発第599号、環循資発第2511071号。以下「合意書」という。）に基づき、 年 月 日付け第 号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

※ 該当する場合

1 照会対象者

商号（個人の場合は氏名・生年月日）、役員又は使用人の氏名（フリガナ）

2 照会に係る調査結果

上記の者は、合意書に規定する排除対象者に該当する事由があると認められる。

その他の者は、合意書に規定する排除対象者に該当する事由があると認められない。

※ 該当しない場合

いずれの者も合意書に規定する排除対象者に該当する事由があると認められない。

※ 本様式は適宜変更して差し支えない。

様式第3号

文 書 番 号
年 月 日

環境省環境再生・資源循環局資源循環課長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
(公 印 省 略)

「高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者に係る暴力団排除に関する合意書」に基づく通知について

下記の者については、「高度再資源化事業者等、高度分離・回収事業者等及び再資源化工程高度化事業者に係る暴力団排除に関する合意書」（令和7年 月 日付け警察庁丁組一発第599号、環循資発第2511071号。以下「合意書」という。）に規定する排除対象者に該当する事由があると認められるので、合意書に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 対象者

- (1) 商号（個人の場合は氏名・生年月日）
- (2) 所在地（個人の場合は住所）
- (3) 代表者の氏名（個人の場合は不要）

2 その他（必要により記載）

※ 本様式は適宜変更して差し支えない。